

吹田民主商工会

いんぷおめ～しよん

吹田市川園町20-1
 TEL (06) 63883-2211
 FAX (06) 63882-8190
<http://www.suita-minshou.com>
<mailto:suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp>

毎週木曜日の
 昼2時・夜7時
 なんでも相談会

確定申告の準備始めよう

日常的な自主計算活動を



自主計算ハンズオン 2018

民商で自主申告から納税者の権利までしっかり分かる

全国商工団体連合会

「日常的な自主計算活動をー自主計算パンフレット2018」が11月13日に到着しました。20日付の全国商工新聞とともに会員の皆さんへお届けします。このパンフレットは確定申告時だけではなく1年中活用することができるとして作成されていますので活用し、保存してください。税金の学習会にご持参ください。

1	
変えよう日本の税金	1
第1章 税金の集め方と使い方を正す世論と運動を	1
第2章 憲法を力に！ 営業と暮らしを支える税制・社会保障に	6
第3章 人権無視の税務行政は許さない	10
第4章 「軽減税率」「インボイス」の導入を阻止する運動を	18
第5章 営業と暮らしに生かそう自主記帳・自主計算	21
マイナンバー 中止・廃止の運動を強めます	25
2	
記帳・申告を仲間と学び 経営に役立てよう	28
第1章 所得計算の仕方	28
第2章 所得税の確定申告	30
第3章 消費税の仕組み	40
第4章 消費税対策の注意点	42

自主計算パンフ到着

第1部では、税金や社会保障をめぐる情勢を日本国憲法の観点で説明し、税務調査や税金を滞納した際の納税緩和制度の手続きや心構えも説明しています。P26の「税務調査についての10の心得」、P27の「滞納処分から身を守る10の対策」は必見です。民商・全商連運動の歴史と闘いが凝縮されて整理されています。何度も見て読んで身に付けてください。「消費税はそもそもどういう税金か」(P4～P5)では消費税の本質を解明し、「憲法を力に国民主人公の税制を」(P8～P9)では、税金の集め方や税務調査の基本について記しています。軽減税率・インボイス制度の導入・施行のスケジュールがP19に掲載されていますので参考にしてください。P24には吹田民商が4月に開催した記帳学習会が6民商の一つとして紹介されています。P25にはマイナンバー制度を説明しています。

第2部では、所得計算の仕方や所得税や消費税の確定申告の仕方が説明されています。P28～P29は熟読してください。原始資料(請求書や領収書等)の整理の仕方、収支計算の基本などが簡潔に説明されています。大変便利なのがP48～P49の経費早見表です。科

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民！

目がわからない場合はここをご覧ください。また、所得計算や消費税の計算をするのに便利なのが中綴じです。ここだけ毎年取り外して保存できるようにも工夫されています。読んだだけではよくわからないこともあります。今後、各支部や本部で説明会や班会等が開催されます。そこに参加して学び、自らの力にしてください。事業所得以外の収入がある方はP30～P31を見てください。所得控除や税額控除の一覧や所得税や住民税の税額計算の速算表はP32～P38に記されています。最も重視して読んでほしいのがP40～P46の消費税の仕組みや対策の注意点を記したところです。ここも解説を受けないと理解できないことがあります。その点でも支部や本部の説明会へご参加ください。

このパンフレットは全49ページしかありませんが、書店に行っても、これほど内容豊かな税金の説明書はありません。毎年少しずつ学習して、自らのものにしていきましょう。吹田民商では12月上旬に市内各地でパンフの説明学習会を開きます。日程は裏面をご覧ください。

必要な書類などを今から準備しましょう

- ① 保険料などの控除証明書**
 10月中旬から保険会社から送付されます。(保険会社や払い方・契約時期によって届く時期が変わります。)申告書に添付して提出するので大切に保管してください。(給与収入がある場合は、生命保険料控除証明書などと同様です。)
- ② 国民健康保険料納付額確認書**
 吹田市では国保加入世帯へ1月下旬に送付されます。申告書を作成するときに必要です。
- ③ 源泉徴収票(給与所得・公的年金等)**
 給与や公的年金の所得金額の計算はもちろんのこと、社会保険料控除や源泉徴収税額を確認するためが必要です。
- ④ 扶養親族の所得金額の確認**
 収入がある扶養親族がいる場合は、必ず源泉徴収票などで収入・所得金額を確認してください。給与収入で103万円(所得金額38万円)を超えると扶養対象親族とはできません。
- ⑤ 配偶者の場合は所得金額38万円を超えて、76万円以下では配偶者特別控除が適用できます。**
- ⑥ 医療費控除の領収書など**
 領収書などの原本を添付します。かかった医療費が10万円以下でも控除できる場合があります。自主計算パンフのP32で確認してください。